

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務部給与労務課

資料4 初任給引き下げに関する他市等との比較（阪神間各市、県、国）

単位：円

区分	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	川西市	三田市	宝塚市			国	兵庫県
							現行	H31.4改正後	引下額		
大学卒 (7市順位)	188,600 (2位)	186,100 (6位)	186,400 (5位)	188,000 (4位)	180,800 (7位)	190,700 (1位)	1-37 188,100 (3位)	1-35 185,500 (6位)	-2,600	180,700	187,200
短大卒 (7市順位)	172,900 (3位)	172,000 (4位)	170,700 (5位)	168,200 (6位)	163,100 (7位)	175,400 (1位)	1-28 173,100 (2位)	1-26 169,500 (5位)	-3,600	161,300	167,200
高校卒 (7市順位)	157,400 (4位)	159,800 (1位)	156,700 (5位)	156,100 (6位)	150,400 (7位)	158,300 (3位)	1-20 159,100 (2位)	1-18 155,800 (6位)	-3,300	148,600	153,000

※ 宝塚市の欄中の左上の表記は給料表上の級 - 号給を表す

【参考】地域手当を含む額（職員募集要項に記載する額）

H31.4改正後（2号引下げ後）

単位：円

区分	尼崎市		西宮市		芦屋市		伊丹市		川西市		三田市		宝塚市		国	兵庫県		
	%	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	額				
大学卒 (7市順位)	10%	207,460 (5位)	15%	214,015 (2位)	15%	214,360 (1位)	10%	206,800 (6位)	10%	198,880 (7位)	10%	209,770 (4位)	15%	213,325 (3位)	15%	207,805	10%	205,920
短大卒 (7市順位)	10%	190,190 (5位)	15%	197,800 (1位)	15%	196,305 (2位)	10%	185,020 (6位)	10%	179,410 (7位)	10%	192,940 (4位)	15%	194,925 (3位)	15%	185,495	10%	183,920
高校卒 (7市順位)	10%	173,140 (5位)	15%	183,770 (1位)	15%	180,205 (2位)	10%	171,710 (6位)	10%	165,440 (7位)	10%	174,130 (4位)	15%	179,170 (3位)	15%	170,890	10%	168,300

※ 国、県は宝塚市勤務として採用された場合

※ %は地域手当の支給率

※ 兵庫県の地域手当は抑制前を適用（抑制後は9.4%）